#### 唐津市消防本部告示第 1 号

唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施要綱を次のように定める。

平成26年3月26日

唐津市消防長 冨 田 壽 一

唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火基準適合表示制度について、防火対象物に係る表示制度の実施について(平成25年10月31日付け消防予第418号)及び防火対象物に係る表示制度の実施細目等について(平成25年10月31日付け消防予第419号)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表示対象物等)

- 第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示(以下「表示」という。)をする防火対象物は、ホテル、旅館等(消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の適用があるもの
  - (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの
- 2 ホテル、旅館等で前項各号以外のものについては、対象外の通知をすることが できる防火対象物(以下「表示制度対象外施設」という。)とする。

(表示基準及び審査)

- 第3条 表示にあたっての点検項目は、別表第1に掲げる項目のとおりとする。
- 2 表示基準の審査においては、消防法に定める防火対象物(防災管理)定期点検報告、消防用設備等点検報告及び製造所等定期点検記録表並びに建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする。

- 3 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。 (表示マーク交付の申請)
- 第4条 表示マークの交付を受けようとするホテル、旅館等の関係者(以下「関係者」という。)は、表示マーク交付(更新)申請書(第1号様式)に、別表第2に掲げる報告書等のうち、該当となるものを添付し消防署長に提出するものとする。消防署長は、表示マーク交付の申請があった場合には、速やかに防火・防災管理上の表示基準に関する審査を行うものとする。

(表示マークの交付等)

- 第5条 消防署長は、前条の申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合には、表示基準適合通知書(第2号様式)により関係者に通知するとともに別図に定める表示マーク(銀)を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における交付する表示マークは、別図に定める表示マーク(金)とする。
  - (1) 申請時において表示マーク(銀)が3年間継続して交付されている場合
  - (2) 申請時において表示マーク(金)が交付されており、交付日から3年が経過する前に申請された場合
- 2 前項の規定にかかわらず、表示マークを継続する場合は、表示基準に適合している旨の通知のみを行うものとする。
- 3 消防署長は、前条の申請に係る防火対象物が審査の結果、表示基準に適合しないと認める場合、表示基準不適合通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 4 消防署長は、表示マークの交付を行った場合は、表示マーク受領書(第4号様式)を申請者から受領するものとする。

(表示マークの掲出)

**第6条** 前条の規定により表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

(表示マークの有効期間)

第7条 表示マークの有効期間は、交付日から表示マーク(銀)は1年間、表示マーク(金)は3年間とする。

(表示マークの返還)

- 第8条 表示マークの有効期間が満了し、更新申請を行わない場合、関係者は表示 マークを返還するものとする。
- 2 消防署長は、表示マークの有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当 する場合には、表示マーク返還請求書(第5号様式)により関係者に返還を請求 するものとする。
  - (1) 表示マークが交付されている防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
  - (2) 表示マークが交付されている防火対象物において、火災が発生し、表示基準 への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
  - (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子 データを無断で転用した場合
  - (4) 当該防火対象物が第2条第1項に規定する表示をする対象物に該当しなくなった場合

(表示マークの再交付)

第9条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク(銀)を再交付するものとする。

(表示制度対象外施設の通知等)

- 第10条 第2条第2項に規定する表示制度対象外施設の関係者から、表示制度対象外施設申請書(第6号様式)により当該防火対象物が表示制度対象外施設であることの通知の交付申請があった場合、消防署長は当該防火対象物が表示基準に適合していることを確認したうえで、申請者に表示制度対象外施設通知書(第7号様式)により通知するとともに表示マークを交付するものとする。
- 2 前項の規定による表示マークの取扱いについては、第5条から第9条までの規

定を準用する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防火基準適合表示制度の実施について必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 別表第1 (第3条関係)

点検項目				
防火管理等	防火対象物の点検及び報告			
	防火管理者等の届出			
	自衛消防組織の届出			
	防火管理に係る消防計画			
	統括防火管理者等の届出			
	防火・避難施設等			
	防炎対象物品の使用			
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出			
	火気使用設備・器具			
	少量危険物・指定可燃物			
防	防災管理対象物の点検及び報告			
災管	防災管理者等の届出			
理	防災管理に係る消防計画			
等	統括防災管理者等の届出			
消防用	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等			
設備等	消防用設備等の点検報告			
危险	危険物施設等			
建築	定期調査報告			
構	建築構造等(建築構造・防火区画・階段)【既存不適格は原則不適合】			
造等	避難施設等【既存不適格は適合】			

別表第2 (第4条関係)

近日十2却仕事体	表示マークの種別		
添付する報告書等	表示マーク(銀)	表示マーク(金)	
防火対象物(防災管	申請日から過去1年以内	前回の申請日以降に実施	
理)定期点検報告書	に実施した報告書を添付	した報告書をすべて添付	
(写) ※1	する。	する。	
【消防法(以下「法」と	ただし、消防署に報告済	ただし、消防署に報告済	
いう。)第8条の2の2	みの場合は添付の省略	みの場合は添付の省略	
(法第36条において準	可。	可。	
用する法第8条の2の			
2) ]			
防火対象物(防災管	申請日直近の認定通知書	表示マーク(銀)と同	
理)点検報告特例認定通	を添付すること。	じ。	
知書(写)※2	ただし、消防署にて通知		
【法第8条の2の3(法	したことが確認できる場		
第36条において準用す	合は添付の省略可。		
る法第8条の2の3)】			
消防用設備等点検結果報	申請日から過去1年以内	前回の申請日以降に実施	
告書 (写)	に実施した報告書を添付	した報告書をすべて添付	
【法第17条の3の3】	する。	する。	
	ただし、消防署に報告済	ただし、消防署に報告済	
	みの場合は添付の省略	みの場合は添付の省略	
	可。	可。	
製造所等定期点検記録表	申請日から過去1年以内	前回の申請日以降に実施	
(写)	に実施した記録表を添付	した報告書をすべて添付	
【法第14条の3の2】	する。	する。	
	ただし、消防署が記録表	ただし、消防署が記録表	

	を確認済みの場合は添付	を確認済みの場合は添付	
	の省略可。	の省略可。	
定期調査報告書(写)	直近の定期調査の期間内	直近の定期調査の期間内	
【建築基準法第12条】	に行ったものを添付する	に行ったものをすべて添	
	こと。	付すること。	
その他審査時に必要と認	(例)点検報告の不備事項の改修状況		
める場合の書類	更新前に交付を受けた表示基準適合通知書など		

- ※1 法第8条の2の3 (法第36条において準用する法第8条の2の3) に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合
- ※2 法第8条の2の3 (法第36条において準用する法第8条の2の3) に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合

### 別図 (第5条関係)



表示マーク (金)



表示マーク (銀)

## 備考

- 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの(消防本部名を除く。)にあっては、それ ぞれ金色・銀色とする。